2021年6月11日

株主の皆さまへ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

第19期定時株主総会「第3号議案 定款一部変更の件」に関する議決権行使助言会社ISS社の反対推奨に対する当社の見解について

今般、2021年6月29日開催予定の第19期定時株主総会に付議する「第3号議案 定款一部変更の件」（以下「本議案」）に関し、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS」）が反対推奨しているとの情報を入手いたしました。

本議案に関しては、本年5月31日付で「第19期定時株主総会「第3号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明」を公表済ですが、改めて、下記のとおり当社の見解を補足説明いたしますので、株主の皆さまにおかれましては、何卒本議案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

記

１．ISSの反対推奨の内容および当社の基本的な見解

ISSは、以下で掲げる点を根拠に、本議案について反対推奨していますが、当社といたしましては、２．で詳しくご説明しますとおり、ISSの反対推奨は根拠が乏しいものと考えております。

（１） バーチャルオンリー株主総会は、株主提案、委任状争奪戦、企業不祥事が発生した場合など、論議を呼ぶ状況において、会社と株主との間の有意義な対話を妨げる懸念がある。

（２） 本年6月9日に成立した「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「本法律」）によれば、会社は暫定的な規制緩和を利用し、2年間は定款変更をすることなく、バーチャルオンリー株主総会を開催可能である。現時点では、会社と株主との間でバーチャルオンリー株主総会のベストプラクティスについてコンセンサスは得られていない中、今回、性急に定款変更するのではなく、日本において、バーチャル株主総会全般に関するメリット、デメリットが整理された時点において、改めて対応を検討する方がより適切である。

２．当社の見解

（１） バーチャルオンリー株主総会は、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するものであり、会社と株主との間の有意義な対話を妨げる懸念はない。

バーチャルオンリー株主総会は、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化する観点で、本法律により開催可能となるものです。当社は、こうした時代の流れに的確に対応するため、当社の株主総会の開催方式として、バーチャルオンリー株主総会を選択可能とすべく、本議案を株主の皆さまにお諮りするものです。

本法律では、株主からの質問や動議を受け付けない取扱いを許容する規定はなく、バーチャルオンリー株主総会においては、会社法の原則どおり、株主からの質問や動議を受け付ける必要があります。この点はバーチャルオンリー株主総会であろうと、物理的な場所において開催される株主総会であろうと何ら変わるところはないものと認識しております。我が国に先行してバーチャルオンリー株主総会が開催可能となっている一部の国等においては、我が国とは法制度が異なる中、バーチャルオンリー株主総会において、会社が自社に都合の悪い質問を取り上げないなどといった懸念があるものと認識していますが、我が国の法制度のもとでは、このような不公正な取扱いは、株主総会決議の取消事由となるなど、そもそも許容されるものではありません。

また、本議案が承認可決され、定款の変更の効力が生じた後も、バーチャルオンリー株主総会を開催するためには、招集の決定の時において、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することが必要なため、当社が恣意的にバーチャルオンリー株主総会を開催できるわけではありません。

従って、バーチャルオンリー株主総会が、会社と株主との間の有意義な対話を妨げる懸念があるとの ISS の見解は根拠が乏しいものといわざるをえません。なお、当社は、バーチャルオンリー株主総会に関する実務対応が未確立であるなど、わが国における現下の社会情勢に鑑み、平時において、直ちにバーチャルオンリー株主総会を開催する予定はありません。

（２）バーチャルオンリー株主総会は、緊急時対応や業務継続の観点から有用であり、バーチャルオンリー株主総会を開催可能とすべく、可能な限り早期に対応する必要がある。

当社は、緊急時対応や業務継続の観点を第一義として、バーチャルオンリー株主総会を選択可能とし、株主総会の開催方式の選択肢を可能な限り拡充することが、株主の皆さまの利益に資するものと考えており、ISS の見解においても、この点は否定されていないものと認識しています。当社も含む我が国の企業は、2011 年、東日本大震災の余震が繰り返し発生する中、株主の皆さまの安全をいかに確保しながら株主総会を開催するか腐心した経験がありますが、このような、いつ何時発生するか分からない大規模災害下においても株主総会を開催できる選択肢を可能な限り早期に確保しておくことが、企業のリスクマネジメン

トの観点から肝要と考えております。当社の緊急時対応や業務継続体制において、バーチャルオンリー株主総会は重要な選択肢と考えられ、性急に定款変更をすべきではないとの ISS の見解は、震災等の災害リスクに晒される我が国の企業の緊急時対応や業務継続の重要性に関する考察が乏しいものといわざるをえません。

以　上

（ご参考／再掲）

2021 年 5 月 31 日

株主の皆さまへ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

第 19 期定時株主総会「第 3 号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明

2021 年 6 月 29 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議する「第 3 号議案 定款一部変更の件」（以下「本議案」）に関し、下記のとおり、当社の見解を補足説明いたします。

株主の皆さまにおかれましては、何卒本議案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

記

本議案は、選択可能な株主総会の開催方式の拡充を目的とするものです。本議案が承認可決され、定款の変更の効力が生じた場合、当社の株主総会の開催方式として、現行のリアル株主総会（注１）やハイブリッド型バーチャル株主総会（注２）に加え、バーチャルオンリー株主総会（注３）が選択可能となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、ワクチン接種も進みつつありますが、変異株の拡大等、引き続き予断を許さない状況と考えられます。新型コロナウイルス感染症以外に、今後、新たな感染症のパンデミックが起こらないとも限りません。また、将来的に、首都直下地震や南海トラフ地震等、大規模災害の発生も懸念されております。このような中、わが国においてバーチャルオンリー株主総会を開催可能とするため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」（第 204 回国会内閣提出法案第 23 号）が本年 5 月 20 日に衆議院本会議で可決され、本日時点では参議院において審議中です。

こうした状況下、当社といたしましては、緊急時対応や業務継続の観点を第一義として、株主の皆さまが物理的な場所に参集することが困難な場合も含め、株主総会を機動的に開催可能とするため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能とし、株主総会の開催方式の選択肢を可能な限り拡充することが、株主の皆さまの利益に資するものと考え、本議案を株主の皆さまにお諮りするものです。

バーチャルオンリー株主総会については、このような緊急時対応や業務継続の観点のほか、海外も含む遠隔地の株主さまが株主総会に出席しやすくなるなどのメリットがあるものと認識しております。

もっとも、バーチャルオンリー株主総会に関する実務対応が未確立であるなど、わが国における現下の社会情勢に鑑みれば、平時において、直ちにバーチャルオンリー株主総会を開催する予定はありません。また、株主の皆さまとの対話が特に必要となる場合において、物理的な場所での対話を希望する株主さまの利益を不当に害する目的で、バーチャルオンリー株主総会を開催することはありません。

将来的に、バーチャルオンリー株主総会の開催を決定するにあたっては、透明性・客観性の確保、恣意性の排除が重要な課題になると認識しております。とりわけ、株主の皆さまとの対話を充実させるためには、株主総会における質疑応答の在り方が重要であることから、例えば、無作為抽出の方法で質問を採り上げるなど、株主の皆さまの利益を不当に害することのないよう充分に留意し、その時点での法制度やシステムインフラの整備状況等も考慮に入れつつ、最適な方法を選択してまいります。

以上を念頭に、株主総会の開催方式や運営方法については、その都度、株主の皆さまの利益に最大限配慮しつつ、当社取締役会において、独立社外取締役の客観的な視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

（注１）取締役や株主等が一同に会する物理的な場所において開催される株主総会。
（注２）リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所にいない株主がインターネット等の手段を用いて出席、または審議等を確認・傍聴することができる株主総会。
（注３）物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。

以　上